

(特集)

「ポピュリズム」概念の呪縛、
「辺境」からの問いかけ
——ペルーとウズベキスタンの「人びと」の目線から——

川 畑 博 昭

物事の原点

「いま世界で起きていること」を考え、「ポピュリズムと向き合う」にあたって、私には、どうしても置き去りにできなかった2つの新聞記事があった。それは、このテーマを考える機会を待ち望んでいるかのように、その前日に、私の目に飛び込んできたものだった¹⁾。そして、私にとって何よりも重要だったのは、それが専門家ではない者の手によって書かれた文章であるという事実である。

1つは一般読者の投稿であり、「秋の星空仰ぎ命の尊さ思う」と題するものであった。そこでは、無数の星のなかで、生命体が確認されるのは地球だけであることへの驚嘆と感動から、「人類の一員として生まれたことの奇跡を思う」と吐露される。人類や生命を慈しむ思いが綴られる文章の最後には、それを裏返したかのような憤りが表明されていた——「ところが、殺害を一顧だにしないような為政者がいる。そして、その首魁を擁護する者たち。どれだけ詭弁を弄しようとも戦争の本質は人殺しなのだ²⁾」。

もう1つは、記者が自分の視点で読み解く国内外の情勢に関する署名入り記事である。ウクライナ情勢を取材した記者は、そこに「戦争で分断される『国民』」の見出しを置き、ロシアとウクライナの両国にそれぞれのかたちでの

1) 本稿は、2022年10月15日に愛知県立大学で開催された「いま世界で起きていること——ポピュリズムと向き合う」と題するシンポジウムにおいて、私が「辺境からの問いかけ——異文化のなかでのささやかな経験」と題しておこなったコメントをもとにしている。本稿では、当日時間が足りず、省かなければならなかった部分を含め、タイトルも若干変更していることをあらかじめお断りしておきたい。

2) 2022年10月14日付毎日新聞「みんなの広場」。

ルーツをもつ人びとの、身の置き場のないほどの苦悩を描く。そしてそうした具体的な人びとを通じて、外からの目が端数を切り落とすように理解する仕方そのものが、いかにこの世の人間の複雑さを取り逃しているかを教えてくれているようでもあった。読み手に息つく暇を与えない臨場感に満ちた記者の筆は、記事の最後で最高潮に達するかのように次のように喝破していた——「戦争は、否応なしに『国家』の存在を押し上げる。そこに生きる一人一人の思いが押しつぶされるほどに。その思いをすくい上げることが、平和を考えることにもつながるのではないかと、私は思う³⁾」。

書き手の意図に寄り添うなら、おそらく2つの新聞記事から読みとるべきは、異なる現実と日常から伝わる「戦争」の凄惨さと「平和」のかけがえのなさなのだろう。しかし、鶴のような「ポピュリズム」について考えることが求められていた私の目を釘づけにしたのは、その奥底にあった。それこそが、「いま世界で起きていること」を見定めるには、揺るぎない「人類」への慈しみを基底に据えて、「一人一人」から発して考えなければならない、という物事の原点である。それはまた、「人類」や「一人一人」を概念の本質から引き剥がすことなどできない「ポピュリズム」を考える原点でもある。

こうして私は、わずかにでも具体的な人や日常に対する実感をもつことのできる南米ペルーと中央アジアのウズベキスタンから、比較の眼で考えてみることにした。いずれも、学問領域においては「辺境」に位置する地域だろう。共通するのは、「国家の発展」を目指し続ける強力な大統領制を擁する国だという点である。近年は特に、ヨーロッパ各地の先進諸国の警戒の対象となるポピュリズムの理解にとって、「辺境」にいかなる「原点」が見いだされるのだろうか。

ペルーの場合——クーデタを支持した人びと (pueblo)

水島治郎氏による2015年の『ポピュリズムとは何か』は新書でありながら、「ポピュリズム」と称される事象や概念について、余すことなく論じている。

3) 2022年10月14日付毎日新聞「記者の目」。

著者自身はオランダを中心とするヨーロッパ政治に軸足を置く研究者であるというものの、分析の射程は南北アメリカ大陸にまで及ぶ。現在ではしばしば、負の意味合いを込めて用いられるポピュリズムの正の面を「解放の論理——南北アメリカにおける誕生と発展」として描き出す第2章は、とりわけ「抑圧」の側面のみが強調されがちな昨今の理解があるだけに、いっそう注意深く読まれてよい。そして、そのような位置づけがなされているがゆえに、著者がこの「解放の論理」には含められない事例として、1992年4月5日、当時のペルー共和国大統領アルベルト・フジモリ（FUJIMORI, Alberto）がおこなった「自主クーデタ」——正確さを期していえば、大統領の地位に在りながら、自らが憲法と国家機構を停止する強権措置（self-coup/autogolpe）——を挙げている箇所に、私の目は留まった。著者は既存の研究に依りつつ、断定を避けながら、次のように慎重に述べる。

「他方、ポピュリズム政党が政権を獲得した場合、特にそれが安定的な民主シーを実現していない国の場合には、ポピュリズム政党は民主シーに対する脅威として立ち現れる。立憲主義を否定して権威主義統治を断行することで、むしろ民主シーの質を貶める危険性があるという。その典型例が、クーデタにより憲法を停止したペルーのフジモリ政権である。特にラテンアメリカのポピュリズムの場合には、多様な階層を背景とする包括的な運動である一方、政権を獲得した暁には『民衆の意思』を背景に、権力を頻繁に濫用する危険があり、民主シーの妨げとなる、というのである⁴⁾」（強調は川畑）。

ここでのペルーの例は、「民衆の意思」を自らの統治の正統性にするという意味で「ポピュリズム」の性格をもったフジモリ政権および彼の率いる政党が、憲法秩序の停止ゆえに「立憲主義を否定して権威主義統治を断行」し、「民主シーの質を貶める危険性」をはらむ「典型例」だということなのだろう。ただ、何となくの感覚で理解するというのでなければ、実は「民主シー」も、その「安定性」だとか「質」というものも、ことほどさように明快

4) 水島治郎著『ポピュリズムとは何か——民主主義の敵か、改革の希望か』（中公新書、2016年）、23頁。

ではない。当時のクーデタ下の状況を現地ペルーで生きた当事者として首肯できるのは、フジモリ大統領が当時有効であった1979年制定の憲法を停止したこと、三軍の支持を得ていたこと、議会を解散し、司法関係者の多くを拘束し、一定期間、とりわけ政府に批判的なマスメディアの閉鎖や検閲をおこなった、という意味において、平時とは異なる強権的な措置を講じた事実である。ただし、それが「立憲主義の否定」や「権威主義統治の断行」だったのか、さらには「デモクラシーの質を貶める」ものだったとの評価に関わるとなると、容易には賛同し難くなる。それらは、しばしばペルー国外から聞かれた批判ではあったが、ペルー国内の感覚とは、いささか以上の温度差があった。その理由は2つにまとめられる。1つは、憲法秩序を一晩で吹き飛ばしたクーデタを、80%以上の人びと（pueblo）が支持したという事実である。2つ目の理由もこの点と決して切り離せないが、当時のペルー憲法に定める合憲的な非常事態体制を以てしても、有効に対応しきれない凄惨なテロ破壊行為が毎日のように繰り返されていた事実である。「この車は吹き飛ぶかも知れない」とか、「この建物は爆破されるかも知れない」と怯える日常が続くとき、この状況が現存の合憲（法）的方法によって改善されないのであれば、憲法秩序を停止して、それに対応することはやむを得ないという、平穏な日々を送りたいと願う人びとの至極当然の感覚であったと思われるのである。

1990年にペルーの共和国史上、初めて非白人層（日本ならではの言い方だと「日系」）の大統領の誕生として注目されたフジモリ政権は、少数与党としての統治、天文学的レベルのインフレ率、過激化するテロ破壊行為と社会不安など、挙げればきりがなほどの課題を抱えていた⁵⁾。

ペルーのクーデタの事例をポピュリズムの悪しき典型例とする見方に対しては、数あるはずの論点のなかで、2点のみ指摘しておきたい。1つ目は、憲法停止に始まる強権措置を支持した人びとは、同時に、84%の割合で新たな憲法

5) 国や文化は異なるとはいえ、このように破綻した経済ゆえの物資不足とテロによる恐怖が跋扈するペルー社会で日々の生活を送っていたことを、30年後のいま思い起こすと、「平和のうちに存する権利」をより具体的に「恐怖と欠乏から免れ」ることと謳い上げた日本国憲法前文の観点は、非常に現実的である。平和の対義語は戦争や恐怖だけではない。見落とされてはならないのが「欠乏」なのである。

制定のための議会の選挙の実施を求めていたことである⁶⁾。この制憲議会選挙は1992年11月におこなわれ、新たな憲法は翌1993年10月の国民投票によって承認された。ペルーの人びとは決して、立憲的な国家体制を断念したのではなかった。そして、クーデタで生まれたこの1993年憲法は、多くの反フジモリ派の政治家や憲法研究者の不評を買いながらも、間もなく制定から30年を迎えようとしている。これは、フジモリのクーデタによって停止された1979年憲法の13年間の効力を凌ぐ。2つ目は、クーデタ以後始まるマスコミに対する制限措置は、その後まもなく解除され、反政府系のメディアは従来通りの論陣を張り、政府に対する批判を展開していたことである。この意味において、当時のペルーを知る者にとって、「表現の自由」が侵害されているとの批判はどうしても、現実との齟齬をきたしているようにしか思えてならない。

フジモリ大統領による1992年4月のクーデタ以後、テロ破壊行為がかつてないほどの激しさを増し、多くの官公庁や外国政府機関が標的にされた。テロ組織にとって、このクーデタには「絶対に交渉には応じない」とのフジモリ大統領の明確なメッセージが込められていたからである。同時に、リーダーの存否すら定かではなかったテロ組織の多くの幹部がこの年に、次々と検挙された。そして1993年以降、ペルー社会の治安はそれまで考えられなかったほど回復する。

こうした事実には照らしてみると、「ポピュリズム」の概念が1992年のペルーのクーデタとの関係で引き合いに出されるとき、クーデタの首謀者であるフジモリ政権がどの政権よりも「民衆の意思」に依拠していた事実以外に、明確にできることは少ないように思われる。ペルーの「立憲主義」、「権威主義」、「デモクラシーの質」の評価は、それぞれの用語をペルーの社会、経済、政治の歴

6) 以下の点について、世論調査会社 Ipsos Perú の代表取締役 トーレス (TORRES, Alfredo) が2017年4月に、「自主クーデタから偉大な人質救出作戦まで」と題する論考で振り返っている。この論題にいう「救出作戦」とは、1996年12月から1997年4月まで続いた在ペルー日本国大使公邸占拠事件でのペルー軍の軍事突入のことを指している。クーデタ(1992年)も軍事突入(1997年)も4月におこなわれたことに着目して、フジモリ流の統治にとっての「4月」の意味を回想している。Cf. TORRES, Alfredo, “Del autogolpe al gran rescate” [<https://www.ipsos.com/es-pe/del-autogolpe-al-gran-rescate> (consultado el 8 de noviembre de 2022)]

史的文脈のなかに据えたうえでおこなわれるべきだろう。

ウズベキスタン——憲法改正に与する人びと (Xalq)

思いがけない縁から、2021年から2022年にかけて得た経験は、これまでおこなってきた私自身の南米の大統領制に関する研究に、新たな風を吹き込んだ。その舞台は、日本から見て南米大陸とは反対方向のユーラシア大陸のウズベキスタン共和国であった。2021年10月24日に実施された大統領選挙の国際視察団員として渡航し⁷⁾、この国の人びとの中にある大統領制の強烈な一断面に触れたからである。1週間ほどの滞在で見聞できる人びとの日常には限りがあるが、それでも、長く関わってきた南米の大統領制の中の人びとには感じたことのない要素があった。そもそも独任制を特徴とする大統領制には、独裁や権威主義との関係で常に危うさがつきまとう。その選出を民主主義の一技法としての公選制によって実現していく場合、そこにおける「治める者」と「治められる者」との間の関係性——さらにいえば、被治者がどのように治者をつくり出していくのか——が、ポピュリズムの判定にとって重要となるように思われる。市場や商業施設の人びとに大統領選について尋ねると、野菜売りの店番をしていた笑顔の素敵女性も、活気に満ちた商売気を見せた肉屋の男性も、リヤカーいっぱいパンを積んでいた女性も、元気よく魚をさばっていた男性もみな、現職大統領以外の名を口にするとはなかった。ただ一度だけ、他の候補者の選挙応援をしていた数名の若者が笑顔で手を振ってくれた姿に出会ったが、ほとんど目にする事のない異色の光景であっただけに、違和感すら覚えた。5名ほどの候補者がいながら、圧倒的に現職優位の現実が広がり、他の

7) ウズベク政府自身が諸外国や欧州安全保障協力機構 (OSCE) などからの視察員を招聘する国際選挙視察団である。視察員の視察活動は個別におこなわれ、批判の自由は保障されているが、あからさまな批判を公表するのは OSCE のみであるといえる。現地での感触としては、視察員が短期間の滞在で突き止められるような選挙過程の瑕疵はなく、選挙制度や有権者の日々の政治参加や意見表明などの側面から、総合的な検討が必要であるというのが正直なところであった。ペルーの1993年憲法制定のための制憲議会選挙の際には、米州機構 (OAS) などの選挙監視団がペルー入りしたが、その時に見聞した経験からすれば、ウズベキスタンでは選挙の正統性が、国外の視察員の存在によって、よりいっそう強力に担保できると考えられている点が重要である。

候補者への賛辞もない代わりに、現職候補への批判も一切、聞こえることはなかった。ウズベキスタンとペルーとの最大の違いは、まさにこの点にあった⁸⁾。ウズベキスタンの大統領制には「クーデタ」はない。しかし「自由」もまた、あるのかないのか心もとなくなるものであった。

この渡航には続きがあった。上記の大統領選挙で他の候補者との圧倒的な差で首位の座を守り再選されたシャフカト・ミルジヨーエフ (MIRZIYOYEV, Shavkat) 現大統領は2021年12月、2016年の大統領就任以来、経済発展を続けるウズベキスタンの新たな段階——「新しいウズベキスタン」——を画するための憲法改正を発表したからである。この憲法草案策定過程において、ウズベク政府はいくつかの国に代表団を送り込み、それぞれの国の憲法や法学の専門家の意見を聴取する任務を与えたが、私は2022年7月8日に衆議院議員第一議員会館で設定されたウズベク政府代表団との意見交換会 (ラウンドテーブル) に呼ばれた。草案がまだ明確ではない段階での意見交換会の場で配布されたいくつかの資料が、「新たなウズベキスタン」のための憲法改正の要点を描き出していた。そのうち日本語で、2022年6月20日付の「ウズベク議会オリ・マジュリス上院憲法委員会メンバーとの会談におけるシャフカト・ミルジヨーエフ・ウズベキスタン共和国大統領の発言」と題する全12頁から成る小冊子の冒頭には、「憲法改正の主な目的 それは人間の名誉と尊厳、そして国民の権利を守ること」と記されていた。小冊子の本文中に頻出する用語に倣えば、この「目的」は「高邁な思想」に依拠するものである。大きく4つの点に分けられ、1つ目は表題と同じ「人間の名誉や尊厳、国民の権利」、2つ目は「社会国家」としてのウズベキスタンの原則、3つ目が「自由で公平な市民社会」の発展、そして最後に「人間主義の民主主義的法治国家」の建設が現れる。国家機構の改編との関わりでは、4つ目の項目に「国民による国家を建設する」ことが置かれ、そのための施策の1つとして、大統領のいくつかの権限

8) そのときの経験は、川畑博昭『『もう一つの大統領制』との邂逅——カラカルパクスタン共和国で目にしたウズベキスタン共和国大統領選挙』名古屋大学法政国際教育協力研究センター『CALE NEWS』第48号 (2022年3月)、12~13頁で簡単に記録した (参照: https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/calenews_no.048.pdf) [2022年11月6日確認]。

を議会へ「譲渡」することが明記されていた。ウズベク政府代表団からは小冊子掲載の内容に即して、外務副大臣をはじめ、大統領府、国立人権センター、司法省憲法委員会、NGOの関係者がより具体的な説明をした。この憲法改正事業において見落としてはならない重要な点の1つが、2022年6月の時点で憲法委員会に対して、国民から4万8,492件の意見が寄せられ、「客観的に見ても憲法改正を議題として取り上げるべき必要性が高まっていることは明らか」と述べられている点である（1頁）。

この意見交換会の場で起きた1つのエピソードが衝撃的だった。それは、私とシェルマトフ（SHERMATOV, Ulugbek）大統領府官房課長とのやりとりであった。彼は統治機構部分に関する憲法改正について、議会から大統領、地方機関、自治組織、憲法裁判所、司法制度、中央選挙委員会に関する資料を配布し説明したが、そこには、「3. 大統領権限の一部再規定」と題する箇所で、「1）大統領の任期は5年から7年への変更」と記載されていた。全体の中で決して詳細かつ重点的に説明されたわけではなかったが、私の意識は他のどの改正事項よりも、この点で止まった。それは通常、大統領制において最大の論点となるのが、任期の長さや任期が連続するような再選が認められるのかどうかであるからである。1期5年の任期が2期連続ありうるという場合、1人の大統領は10年間在職可能となる。これが1期7年となると、さらに4年延びる。10年と14年の差は、決して小さくはない。

質疑応答の時間になり、私は真っ先に手を挙げて、「特に強調して説明されたわけではないと思うが、大統領権限を削減して、議会の権限を強化しようとする憲法改正において、大統領の任期拡大はそれに逆行するものであると思われる。これは私自身が南米ペルーの大統領制の下で得た経験からの意見であるが、何を根拠にして提起されている改正事項なのかを教えて欲しい」と問うた時である。シェルマトフ大統領府官房課長は不意を突かれた様子で、論理的な根拠ではなく、「4000以上の人びとの意見（パブリックコメント）に基づいている」と繰り返すだけであった。続いてウズベク政府代表団長のシディコフ（SIDIKOV, Furqat）外務副大臣までもマイクを握り、「それに加えて、いずれにしても、この憲法改正案が整った後には、国民投票に諮り、国民が賛否を示

すことになる」ことを強調していた。こうして、結局、その4,000の市民の意見が、何をきっかけに、何をもとに、大統領任期の拡大を求めていたのかを知ることができなかった。大統領発言の小冊子には国民投票について太字で、「このようなアプローチは『国民は憲法の唯一の原典であり、作者である』との原則に完全に一致し、国民一人一人が誇りを持って、『新しいウズベキスタン』の憲法は、私の憲法である」と言えるものになると思います」とある（11頁）。憲法を我がものとすることを懲遷するこの意識は、大統領任期の拡大を求めたという4,000名の意見を引き合いに出す思考に見出されるように感じられた。それは、あからさまに自由を封じる統治体制ではないところにおける治者にとって、「人びと（Xalq⁹⁾」の存在と反応、意見や支持ほど、治者が恐れ、また依拠するものはないという意味での、被治者の「強さ」であった。「恐れ」は治者の暴走を止めうるかも知れない。しかし「依拠」は、治者による「民衆の意思」の篡奪を容易にする。ここで、街中で出会った八百屋、肉屋、パン売り、魚屋の市井の人びとと、大統領任期の拡大を求めた4,000名の意見を重ねてみた。感じられたのは、「人びと」が中心となる世における統治の難しきであった。

9) 1992年のウズベキスタン共和国憲法7条は、「人民は、国家権力の唯一の源泉である」（Xalq davlat hokimiyatining birdan bir manbaidir）と規定する。ここで「人民」と訳されるウズベク語の“Xalq”は、この国の国家史を直截に反映している。ウズベキスタンの友人で文学の専門家であるサマルカンド国立外国語大学准教授のクルボノヴァ（KURBONOVA, gulnoza）氏からの2022年3月24日付私信によれば、これは「特定の場所（ウズベキスタン）に住む者」を意味するという。つまり、国家を意味する davlat をウズベキスタンとすれば、xalq は国籍や民族を問わず、「ウズベキスタンという特定の場所の居住者、住民、人口、ウズベキスタンに住んでいる人々」という意味で用いられているというのである。そして彼女は、国籍について、ウズベキスタン有国籍者も、ウズベキスタンのパスポートを持たない無国籍者もいること、民族の場合も、ウズベク、タジク、カラカルパクなどが混在していることを言い添えてくれていた。

翻って、日本国憲法の前文冒頭の文章が「日本国民は」で始まり、その英語版では“*We, the Japanese people*”となっていることを思い起こしたい。英訳も参照しつつ、日本国憲法の原文を実にわかりやすく現代語訳している作家の池澤夏樹氏は、「私たち日本人は」と訳出している〔池澤夏樹『憲法なんて知らないよ』（集英社文庫、2005年）、44頁〕。ただ私には、これでも不十分であるように感じられるのである。ウズベキスタンを1つの参照基準としてみると、「私たち、日本列島に住む者は」と訳出してもよいだろう。「単一民族」への信念や感覚が強い命脈を保つところでは、人びとは“*people*”として国家以前から存在し、多様な「一人一人」から成るのだという認識は得にくい。この私訳は、そうした「国の民」の概念から脱出する試みであり、「国民」概念が排除の機能を果たす現実へのささやかな抵抗でもある。

「ポピュリズム」概念からの解放

統治における「人びと」、さらにいえば、民主主義やポピュリズムへの警戒の歴史は古い。今なお日本語では適訳が見出されない「ポピュリズム」が「衆愚政治」と訳された時代があったことも、これと無関係ではないのだろう。時代が進み、「人びと」が世の主人公となった国民主権の現在においても、——とりわけ民主主義が生み出した人類抹殺の歴史があるだけに——この警戒心が解かれることはない。主に先進諸国地域における左右を問わないポピュリズムへの批判の根底にも、「ポピュリズム (populism)」への、延いてはこの概念の本質そのものである「人びと (*populus*)」に対する、容易には解消できない猜疑心がある。

2017年にメキシコ国立自治大学のある研究者が、「ポピュリズム——反民主主義的思想¹⁰⁾」と題する論考を公にした。興味深いタイトルに惹かれて参照すると、彼女はスペイン語で「人びと」「民」「人民」を意味する“pueblo”が歴史的に担わされてきた5つの相を明快につかみ出していた。1つ目は、政治的な意味における独立の立役者としての「市民」である。2つ目は、スペイン本国出身者やその末裔（白人）以外の人びとを指す社会的意味での「庶民」である。3つ目は経済的な観点から、「労働者階級」であり、それはまた、持てる者（資本家）との対抗関係を自覚する人びとでもある。4つ目が法的な意味での「国民」であり、独立国家の中にいる集合体としての人びとであるという。5つ目が、歴史的な性格から切り離せない民族的な意味合いであって、「先住民や部族」などの伝統や慣習によってまとまる人びとである¹¹⁾。“pueblo”の諸相を明らかにしたのち、彼女が指摘するのは、ポピュリズムの概念が〈人びとの敵〉との対抗関係を想定する、よく知られる側面である¹²⁾。ラテンアメリカの周知の歴史に照らせば、人為的に引かれた国境ゆえに、あらゆる属性に基づく差異やそれと運動して形成されてきた社会的格差は、この地域の国々の独立後

10) SALMORÁN VILLAR, María Guadalupe, “Populismo: una ideología antidemocrática”, *Teoría Política*, (Open Edition Journal), Julio, 2017, pp. 127–154 [<https://journals.openedition.org/tp/533> (consultado el 8 de noviembre de 2022)].

11) SALMORÁN VILLAR, *op. cit.*, pp. 129–130.

12) SALMORÁN VILLAR, *op. cit.*, p. 138.

の国家史そのものであるといえる。上の5つの“pueblo”の諸相もこの歴史に沿って常にせめぎ合いながら、同時に存在してきた。

5つの概念において、この対抗性を溶解しうる可能性があるのは、法的意味で用いられる「国民」のみだろう。本稿で考える拠りどころとしたペルーであれウズベキスタンであれ、独立後の国家建設においては、常に「国民性」が追求され、例えば「ペルー人であるとはなにか (peruanidad)」の問いは、近代のペルー共和国史の背骨を成してきた。1991年に独立したウズベキスタンの波乱に満ちた近現代国家史における“Xalq”の概念も、濃淡の違いを含みながらも、「わかり合おうとする歴史」の産物であるように思われる。

「人類」として「一人一人」が同じでありながら、それを当たり前とする価値に基づく世界の実現について、無邪気な楽観論は慎むべきなのだろう。ただ、たとえ建前であろうと、形式的側面に押しとどめられていようと、それが公的にめざし守られるべき価値として掲げられるようになったことの意味は、過小評価されてはならない。そうした価値を本質としながらも、曖昧模糊とした「ポピュリズム」批判の議論に与することは、あたかも「盥の水を赤子ごと流す」愚を犯す恐れがある。曖昧さを不問に付してでも、この概念で捉えなければならない事象が生じているのかどうか。一つの事象に対して、既存の概念を疑い、その欠を補い、新たな概念を模索し、より正確な理解を目指す。これは、学問の原点である。いや、それ以上に、物事を捉える原点のはずである。

附記

この小論を、2023年3月をもって定年退職される本学教育福祉学部の丸山真司教授に捧げたい。私が2005年10月に着任して以来、丸山先生とは学内業務の実に多種多様な場面でご一緒する機会を得て、私にとって丸山先生は常に、敬愛する先輩教員の一人であり続けてきた。本稿で触れたペルーへも研究調査で渡航を共にし、ウズベキスタンについては在京の大使館と一緒に訪問し、これが機縁となって、本学と同国との学術協力関係が本格化した。体育科教育学の分野で、ドイツを中心にした比較研究を展開されてきた丸山先生とは、それらの国々以外でも、ドイツやブラジルで共通の時間を過ごす機会を得て、丸山先生流のしなやかな比較の視点に触れさせていただいてきた。公私にわたり、多くの学びをいただいたことへの感謝は尽きないことを、ここに記しておきたい。